第２部

施策の方向性
（中央区障害者計画）

第１章 計画の基本理念と施策体系

1 計画の基本的考え方

(1) 本区の障害者施策に関する基本理念

国や東京都の動向、「中央区基本構想」や「中央区基本計画２０２３」などの上位計画、障害者（児）を取り巻く現状や実態調査等の課題を踏まえた上で、本計画の策定は、中央区障害者計画の中間見直しにあたることから、引き続き本区の障害者施策に関する基本理念である「だれもが個性豊かに輝き　共に暮らせるまち　中央区」を掲げ、地域の中での共生社会の実現を目指します。

また、基本理念のもと、施策の方向性として「地域で暮らし続けるための仕組みづくり」、「個性豊かに輝ける環境づくり」、「だれもが共に暮らせるまちづくり」を掲げ、障害者施策を推進します。

＜本区の障害者施策に関する基本理念＞

だれもが個性豊かに輝き　共に暮らせるまち　中央区

↓

＜施策の方向性１＞	＜施策の方向性２＞	＜施策の方向性３＞
地域で暮らし続けるための仕組みづくり	個性豊かに輝ける環境づくり	だれもが共に暮らせるまちづくり

↓

施策

2 施策体系

施策の方向性	施策
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策1　相談支援体制の充実
	施策2　生活を支えるサービス等の充実
	施策3　育ちを支えるサービス等の充実
	施策4　安心して住み続けるための支援の充実
	施策5　サービスの質の確保・向上
2 個性豊かに輝ける環境づくり	施策6　就労支援の充実
	施策7　多様な活動の機会確保や参加の支援
	施策8　育ちのサポートシステムの推進
3 だれもが共に暮らせるまちづくり	施策9　障害者の権利擁護と虐待防止
	施策10　心のバリアフリーの推進
	施策11　安全・安心なまちづくりの推進

主な取組

(1)　相談支援の利用促進
(2)　基幹相談支援センターの機能の充実
(3)　相談支援包括化のための多機関連携強化

(1)　在宅サービス等の情報提供の充実
(2)　自立生活を支援するサービスの充実
(3)　高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進
(4)　障害者の通所事業の充実
(5)　高次脳機能障害者の支援事業の充実

(1)　こどもの発達相談および障害児通所支援の充実
(2)　重症心身障害児の支援
(3)　医療的ケア児等支援のための関係機関の連携
(4)　医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援

(1)　地域生活支援拠点の充実
(2)　居住支援体制の充実
(3)　グループホームの充実
(4)　精神障害者支援のための関係機関の連携

(1)　サービス事業者の支援・指導の強化
(2)　第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上
(3)　サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援

(1)　一般就労への移行の促進
(2)　就労定着支援の推進
(3)　障害者優先調達の推進

(1)　障害者の生涯学習活動の推進
(2)　利用しやすい図書館の整備
(3)　障害者のスポーツ活動の推進

(1)　子ども発達支援センターを中心とした支援体制の充実
(2)　発達支援に携わる職員のスキルアップ
(3)　個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援
(4)　早期発見・早期支援の充実
(5)　発達障害に対する理解の促進

(1)　権利擁護支援事業の推進
(2)　成年後見制度の利用促進
(3)　地域連携ネットワークづくりの推進
(4)　区長申立ての実施
(5)　障害者虐待防止の推進

(1)　障害者差別解消の推進
(2)　障害と障害者の理解のための意識啓発
(3)　「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
(4)　障害者福祉団体との連携
(5)　意思疎通支援の充実

(1)　災害時の支援体制の充実
(2)　情報バリアフリーの強化
(3)　人にやさしい空間づくり

第２章　施策の方向性

施策の方向性１　地域で暮らし続けるための仕組みづくり

障害者が住み慣れた地域で、多様なニーズや障害特性に応じた適切な支援を受けながら暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して相談支援体制の一層の充実を図りながら、制度やサービスなどの情報提供の充実、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実、生活や育ちを支えるサービスなどの充実を図ります。合わせて、障害福祉サービス事業所への助言や指導等を通じて、サービスの質の確保・向上を図ります。

また、施設や医療機関からの地域生活への移行、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して住み続けられるよう、グループホームの拡充や居住に関する支援の充実、地域生活支援拠点等の地域生活を支える体制の強化を推進します。

【施策の方向性１の各施策】

- 施策１　相談支援体制の充実
- 施策２　生活を支えるサービス等の充実
- 施策３　育ちを支えるサービス等の充実
- 施策４　安心して住み続けるための支援の充実
- 施策５　サービスの質の確保・向上

■　中央区立福祉センター　■

施策１　相談支援体制の充実

一人一人のニーズに応じた適切な障害福祉サービスにつなげ、障害者等の自立と地域の中での社会生活を支援するため、基幹相談支援センターが中心となり、社会福祉協議会などの関係機関や相談支援事業所等との連携強化、地域全体の相談支援のスキルアップ、地域生活を支える支援体制づくりに取り組みます。

また、障害者等とその家族が抱える障害福祉サービスだけでは支援が困難な複合的な課題を解決するため、保健・医療・福祉に関わる多機関が連携し支援する包括的な相談支援体制を構築します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	相談支援の利用促進	障害に関するあらゆる相談に対応して適切な支援につなげるため、保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が、支援会議等を通じて関係機関や事業者などと密接な連携を図り、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます。 また、各センターの機能や役割について、引き続き広報紙やホームページへの掲載、講演会等の機会を捉えて、分かりやすい周知に努め、利用の促進を図ります。
(2)	基幹相談支援センターの機能の充実	相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが、相談支援事業所間のネットワークを活用して、引き続き地域全体の相談支援のスキルアップに取り組みます。 また、地域生活支援拠点（面的整備型）のコーディネーターの役割を担うとともに、区内の福祉関係事業者などに対する助言、区内相談支援事業所への専門的な研修会、事例検討会などに取り組み、障害者の地域生活を支える支援体制づくりを進めます。
(3)	相談支援包括化のための多機関連携強化	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられたケースについて、世帯全体の課題として受け止め、中核となる組織が調整を行い、多機関が連携して支援する包括的な相談支援体制を構築します。

■ 本区の相談支援体制 ■

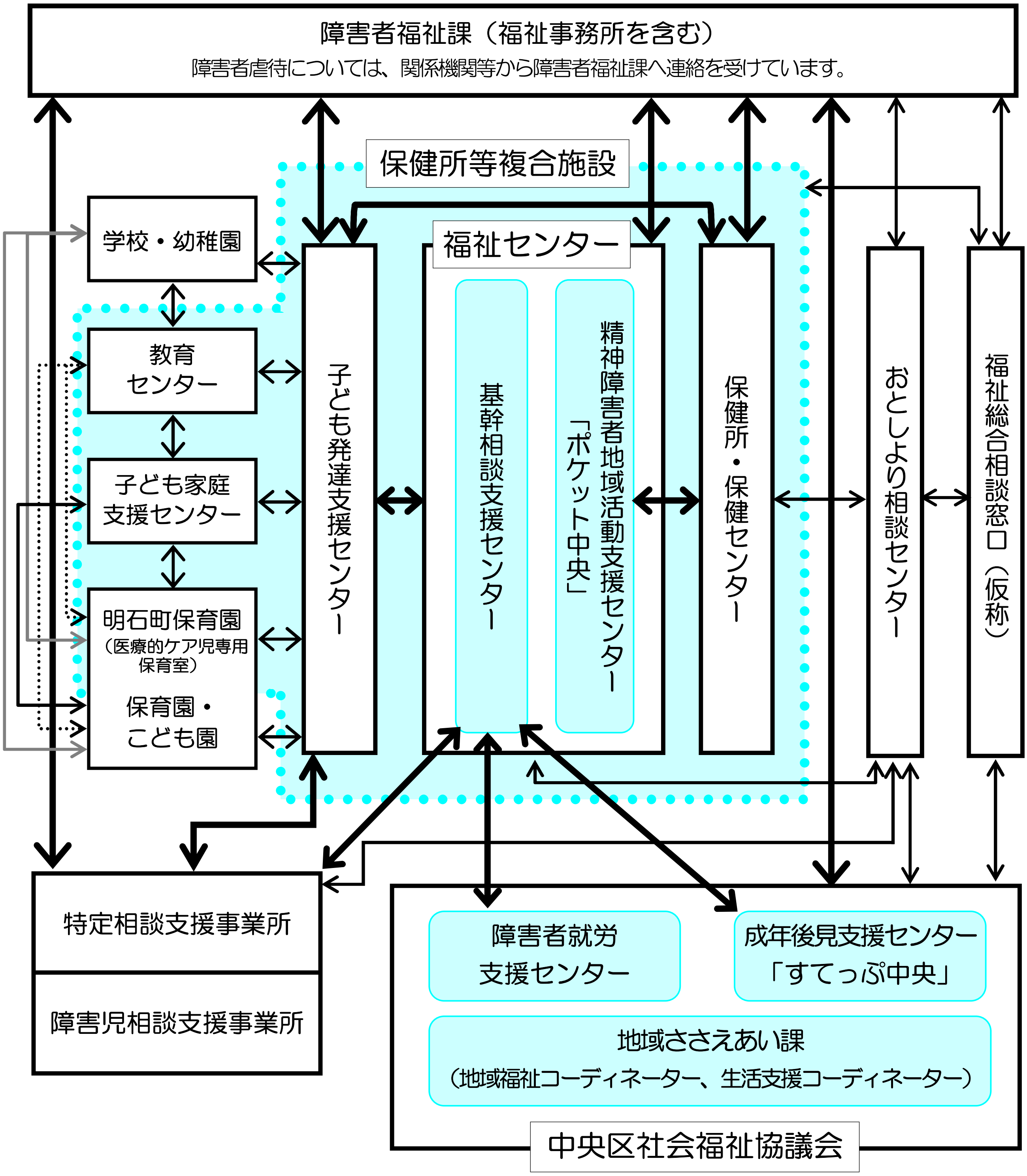
障害者福祉課（福祉事務所を含む）
障害者虐待については、関係機関等から障害者福祉課へ連絡を受けています。
保健所等複合施設
福祉センター
学校・幼稚園
教育
センター
子ども家庭
支援センター
明石町保育園
（医療的ケア児専用
保育室）
保育園・
こども園
子ども発達支援センター
基幹相談支援センター
精神障害者地域活動支援センター
「ポケット中央」
保健所・保健センター
おとしより相談センター
福祉総合相談窓口（仮称）
特定相談支援事業所
障害児相談支援事業所
障害者就労
支援センター
成年後見支援センター
「すてっぷ中央」
地域ささえあい課
（地域福祉コーディネーター、生活支援コーディネーター）
中央区社会福祉協議会

施策２　生活を支えるサービス等の充実

障害者等が安心して日常生活や社会生活を送れるよう、一人一人に合ったサービスの提供に努めるとともに、サービスの内容や仕組みなどについて、障害特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

また、高齢の障害者が地域で安心して生活を続けられるよう、おとしより相談センター等との連携強化を図るとともに、保健所等複合施設の再編整備に伴う活動スペースの拡充による重度障害者等の障害特性に的確に対応した生活介護事業の充実および高次脳機能障害者への支援強化に取り組みます。

さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生時等においても必要なサービスを継続できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

第2部

＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(1)	在宅サービス等の情報提供の充実	必要とする在宅サービスなどの情報が利用者へ確実に届くよう、「障害者福祉のしおり」を配布するとともに、広報紙やホームページ等において視覚障害や聴覚障害などの障害特性に配慮した情報提供に取り組みます。 また、一人一人のニーズに応じた適切なサービスを選択できるよう、障害福祉サービスの内容や仕組みをホームページに分かりやすく掲載するなど、情報提供の充実を図ります。
(2)	自立生活を支援するサービスの充実	障害者の自立した生活を支援するため、居宅介護などの在宅サービス等の活用により、一人暮らしの生活面の助言や支援の充実を図ります。 また、移動支援事業等の充実により、障害者の状況やニーズに応じて外出や余暇活動などの社会参加を一層促進する取組を進めます。
(3)	高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進	高齢障害者が地域で安心して暮らせるよう、おとしより相談センターと特定相談支援事業所などが連携を強化し、介護保険サービスと障害福祉サービスを適切に組み合わせた支援を行っていきます。 また、65歳に達するまで長期間障害福祉サービスを受けていた一定の高齢障害者を対象に、利用者負担を軽減する制度を活用しながら介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(4)	障害者の通所事業の充実	重度障害者が通所する福祉センターの生活介護において、今後も特別支援学校を卒業し入所の増加が見込まれる強度行動障害者や医療的ケアが必要な重症心身障害者の把握に努め、適切な支援とケアを提供するため、専門的な研修への派遣や医療機関との連携などを通じて、職員のスキルアップに取り組みます。 また、施設の再編整備に伴い、定員および活動スペースの拡充を図り、通所者個々の障害特性等に的確に対応したサービス支援体制を強化します。
(5)	高次脳機能障害者の支援事業の充実	福祉センターでは、脳の病気や交通事故などによる脳損傷の後遺症としてさまざまな症状を抱える高次脳機能障害者を支援するため、当事者と家族の交流会を開催し、個別の相談に対応するとともに、広く区民の理解と支援が得られるよう、普及啓発に取り組みます。 また、関係機関と事業者などによるネットワークの強化を図り、当事者の症状やニーズに応じて機能訓練や専門機関などの適切な支援につなげる取組を推進します。

施策３ 育ちを支えるサービス等の充実

育ちに支援が必要な子どもや障害がある児童が、健やかに成長し、家族とともに安心して暮らせるよう、施設の再編整備の機会を捉え、育ちの相談・サポート機能等の強化に取り組むとともに、こどもの発達相談をはじめ、児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所支援の充実を図り、新たな施設確保についての検討を行います。また、家族の介護負担を軽減するためレスパイト事業を推進します。

さらに、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関による支援体制づくりの推進および医療的ケア児コーディネーターによる対象者の早期把握に努め、多分野にまたがる支援を切れ目なくつなげる仕組みづくりを進めます。

＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(1)	こどもの発達相談および障害児通所支援の充実	地域の療育拠点である子ども発達支援センターが、育ちに支援が必要な子どもの多様な療育ニーズに対応するため、こどもの発達相談において個別療育室の拡充や継続的に職員のスキルアップに取り組むなど、支援の充実を図ります。 また、児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援については、子どもの発達や障害の特性を踏まえて、利用しやすい通所支援となるよう、充実に取り組むとともに、新たな施設確保について検討を行います。
(2)	重症心身障害児の支援	重症心身障害児が身近な地域で児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援が受けられるよう、支援体制の充実に取り組みます。 また、介護者である家族に対しては、看護師を派遣して医療的ケア等を一定時間代行する「重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業」を通じて介護負担を軽減します。
(3)	医療的ケア児等支援のための関係機関の連携	重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」において、対象者数やニーズなどの情報の共有を図り、連携を行う支援体制づくりに取り組みます。
(4)	医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援	子ども発達支援センターの医療的ケア児コーディネーターが関係機関で更新された情報を集約し 、医療的ケア児等の早期把握をはじめ、状態や支援内容などの情報の更新・整理に努めます。 また、保育所等での受入体制を強化するとともに、子どもの成長に合わせた支援を提供できる仕組みづくりについて、協議の場で検討していきます。

子ども発達支援センター ゆりのき

子ども発達支援センターは、育ちに支援を必要とする子どもやその家族の相談を受け、子どもの発達状況に応じて、さまざまな支援を行う地域の療育の拠点です。

通園・通学先が変わっても、子どもへの適切な支援が一貫して継続されるよう、保健・福祉・教育をつなぐ「中央区育ちのサポートシステム」の中心的役割を担い、すべての子どもたちののびやかな育ちを応援します。

【子ども発達支援センターで実施する事業】

●こどもの発達相談

- なかなかひとり歩きしない
- 主治医や通園先の先生に療育を勧められた
- 友だちとうまく関われない
- 動作がぎこちなかったりとても不器用
- こだわりが強い 興味関心にかたよりがある
- ことばが遅い 発音がはっきりしない

このような相談を受け、子どもの発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育や児童精神科などの専門相談を活用し、継続的な支援を行います。

対象者　０歳から高校生までの子ども　※新規相談は、原則として就学前までの子ども
日　時　平日　午前９時～午後５時まで

●保育園巡回相談

相談員が、保育所、認定こども園などを訪問し、在園する子どもの発達状況についての助言を行います。

●児童発達支援（幼児室）　※

小グループでの遊びや課題を通して、基本的生活習慣、運動機能や人と関わる力を育てます。幼稚園や保育園という大きな集団でも、意欲や自信を持って適応できるよう支援します。

●保育所等訪問支援 ※

集団生活に課題のある子どもについて、相談員が、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校などを訪問し、子どもが集団生活に適応できるよう専門的な支援を行います。

●放課後等デイサービス ※

小学生から高校生までの障害児の放課後や夏休みなどの居場所づくりの支援を行います。

●障害児相談支援

障害福祉サービスを利用する障害児または保護者に対し、支援計画を作成し、情報提供や関係機関との連絡調整などを行います。

※ 障害児通所支援の支給決定を受けた方が対象となります。

施策４ 安心して住み続けるための支援の充実

障害者等が障害の重度化や高齢になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、地域の生活の場となるグループホームの拡充や、地域生活支援拠点等の取組を強化・推進します。また、月島三丁目に重度化・高齢化にも対応したグループホームを開設します。（令和６（2024）年度予定）

さらに、施設入所者や長期入院の精神障害者が安心して地域生活に移行できるよう、関係機関が連携を図りながら、地域生活を支える体制を強化・推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	地域生活支援拠点の充実	基幹相談支援センターをはじめ、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などが分担して機能を担う地域生活支援拠点（面的整備型）の登録事業者が、連絡会などを通じて連携強化に取り組みます。 さらに、相談や居住支援の機能を集約した多機能拠点整備型のグループホームを月島三丁目に整備します。
(2)	居住支援体制の充実	親元から自立した障害者や施設などから地域へ戻った障害者の地域生活を関係機関や障害福祉サービス事業者などが連携して支援するため、基幹相談支援センターのコーディネート機能を強化し、安心して住み続けるための支援の充実を図ります。
(3)	グループホームの充実	社会福祉法人やＮＰＯ法人などが設置・運営するグループホームに対し、引き続き整備費や運営費の助成を行い、居住の場の確保と安定的な運営の支援に取り組みます。 また、これまでの知的障害者や精神障害者に加え、障害者の重度化・高齢化にも対応したグループホームを月島三丁目に開設します。
(4)	精神障害者支援のための関係機関の連携	長期入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域での生活を支えるため、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」をはじめ、地域の医療機関・保健所・保健センター・障害者福祉課などの関係機関が連携を図りながら、自立支援協議会「地域移行・地域定着部会」において、ピアサポートの活用を推進するための体制整備など「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を進めます。

■ 中央区地域生活支援拠点の整備について ■

地域生活支援拠点とは

障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるための居住支援機能を備えた地域生活支援拠点等について、本区は面的整備型と多機能拠点整備型を併用して整備に取り組んでいます。地域生活支援拠点登録事業所連絡会を通じて、各種機能に関わる登録事業者数を増やし、機能の充実を進めています。

また、月島三丁目北地区再開発で開設を進めるグループホームを多機能拠点整備型として整備し、面的整備型の中に位置づけることで、居住支援体制の充実・強化を図ります。

（１）求められる機能
① 相談（地域移行・親元からの自立等）
② 体験の機会・場（一人暮らし・グループホーム等）
③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力の向上等）
④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

（2）整備手法
① 面的整備型：地域の複数の機関が分担して機能を担う体制
② 多機能拠点整備型：グループホームまたは障害者支援施設に併設して機能を付加した拠点

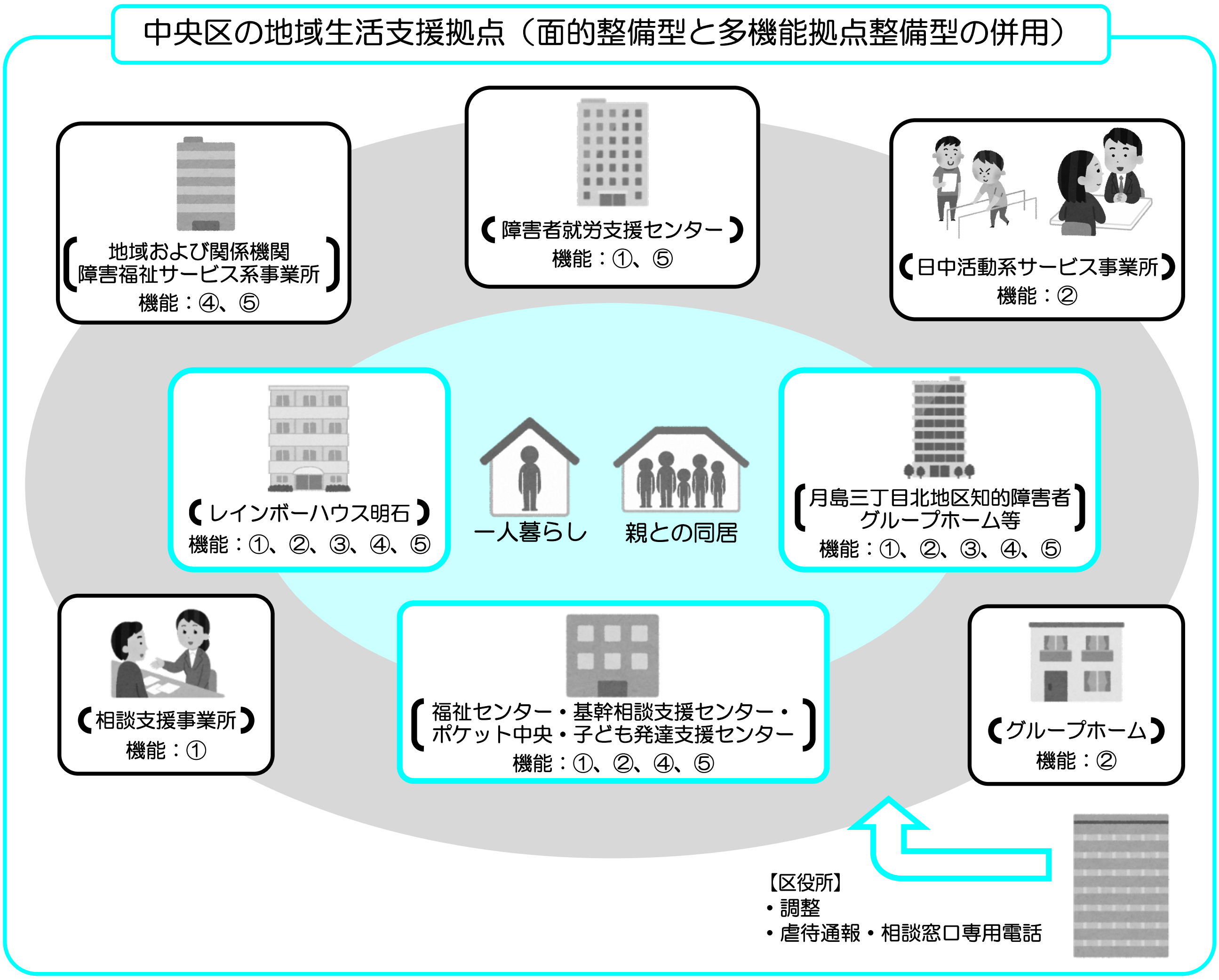

施策５ サービスの質の確保・向上

利用者が良質な障害福祉サービス等を選択、利用できるよう、サービス提供事業者への支援や助言・指導、福祉サービス第三者評価の受審促進などを通じてサービスの質の確保・向上を図ります。また、基幹相談支援センターによる連絡会や研修会および就労支援センターによるネットワーク会議などを通じて、障害福祉サービス事業所間の連携強化を推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	サービス事業者の支援・指導の強化	障害福祉の各サービス事業者の実地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供など法令遵守状況を確認し、必要に応じて助言・指導を行います。
(2)	第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上	指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより利用者サービスの向上を図ります。 また、福祉サービス第三者評価の受審費用を助成することで、引き続き事業者の受審を促進します。
(3)	サービス提供事業者間ネットワークの構築・支援	相談支援の中核を担う基幹相談支援センターが主催する権利擁護に関する講演会、相談支援事業所連絡会、研修会や障害者就労に係る関係機関連携の役割を担う就労支援センターを中心とした就労支援事業所ネットワーク会議などを通じて、障害福祉サービスを提供する事業者への支援や連携強化に取り組みます。

施策の方向性２　個性豊かに輝ける環境づくり

だれもが個性豊かに輝けるよう、障害者の就労支援、多様な活動への参加支援、切れ目のない一貫した育ちの支援を行います。

一人一人の障害特性に応じた就労に向けた支援や支援体制の充実を図るとともに、障害者の社会参加の支援を進めるため、文化芸術活動、生涯学習活動、スポーツ活動など、多様な活動に参加できる機会の確保や参加しやすい環境づくりに取り組みます。

また、子ども発達支援センター ゆりのきが中心となって「育ちのサポートシステム」を推進し、育ちに支援を必要とする子どもたちが、早期から適切な支援を受けられ、通園・通学先が変わっても、その支援が切れ目なく一貫して継続される体制づくりを進めます。

【施策の方向性２の各施策】

施策６　就労支援の充実

施策７　多様な活動の機会確保や参加の支援

施策８　育ちのサポートシステムの推進

■ 中央区立福祉センター 作業室 ■

施策６ 就労支援の充実

一人一人が自らの意思で多様な働き方が選択できるよう、本人の希望を踏まえ、適性・能力等に応じたきめ細かな就労支援を行います。また、障害者の福祉施設から一般就労への移行と就労定着を進めるため、障害者就労支援センターを中心とした関係機関や就労支援事業所等の連携強化を図るとともに、企業への障害者雇用の働きかけや障害者を雇用する企業に対して、障害の理解や職場での配慮などの普及啓発に努めます。

さらに、一般企業に雇用されることが困難な障害者の自立を促進するため、区の事務事業において障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

第２部

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	一般就労への移行の促進	障害者の一般企業等への就労の機会を広げ、安心して働き続けられるよう、障害者就労支援センターの専任コーディネーターが、障害特性や一人一人のニーズ、適性や能力に応じた就労面と生活面のきめ細かな支援を一体的に行うとともに、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、事業者の障害者雇用での合理的配慮や働きやすい環境整備について助言を行います。 また、ハローワークなどの関係機関や就労支援事業所等との連携強化に取り組みます。
(2)	就労定着支援の推進	障害者が喜びと生きがいを持って働き続けられるよう、これまでの障害者就労支援センターの職場定着支援に加え、就労面と就労に伴う生活面の課題に対応するため、就労定着支援事業を実施する新規事業者の参入を呼びかけ、企業や家族との連絡調整などの支援の充実に取り組みます。
(3)	障害者優先調達の推進	障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するため、区の物品等の契約に際し障害者就労施設等からの調達を推進するとともに、発注機会を増やせるよう、区の関係部署にも働きかけて、調達先と業務の履行期間や供給可能量、仕様や規格などの調整に取り組みます。 また、区内の障害者就労支援事業所等で製作する自主製品の販売機会の拡充に取り組みます。

■ 本区の就労支援の体制 ■

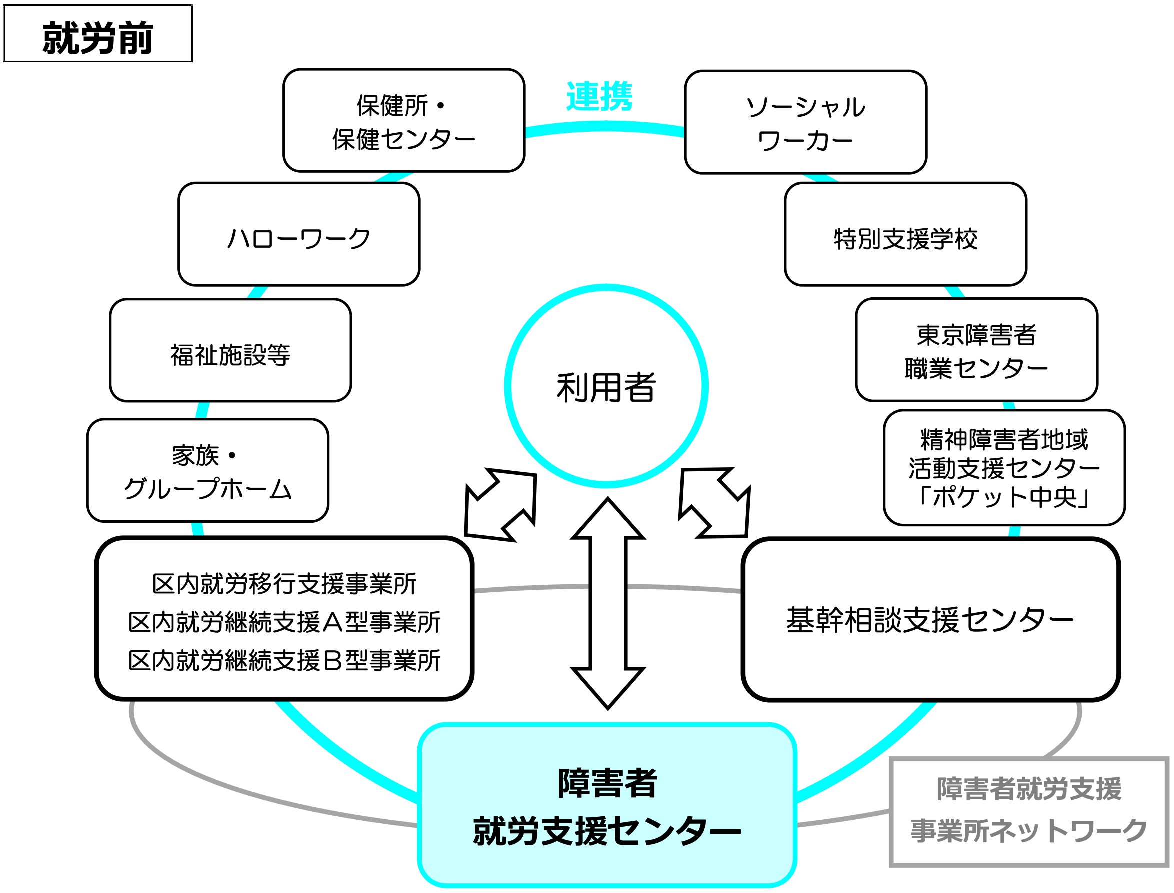
就労前
連携
保健所・
保健センター
ソーシャル
ワーカー
ハローワーク
特別支援学校
福祉施設等
利用者
東京障害者
職業センター
家族・
グループホーム
精神障害者地域
活動支援センター
「ポケット中央」
区内就労移行支援事業所
区内就労継続支援Ａ型事業所
区内就労継続支援Ｂ型事業所
基幹相談支援センター
障害者
就労支援センター
障害者就労支援
事業所ネットワーク

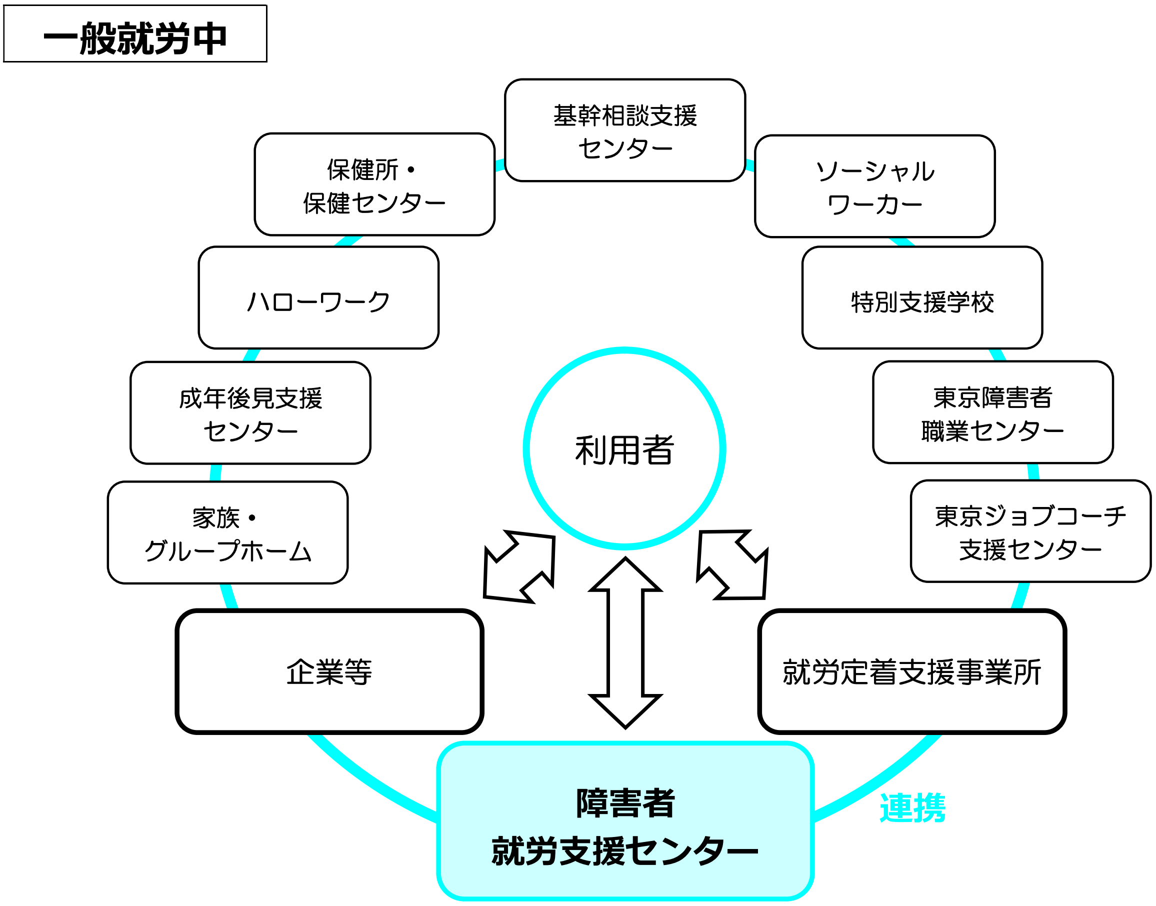
一般就労中
基幹相談支援
センター
保健所・
保健センター
ソーシャル
ワーカー
ハローワーク
特別支援学校
成年後見支援
センター
利用者
東京障害者
職業センター
家族・
グループホーム
東京ジョブコーチ
支援センター
企業等
就労定着支援事業所
障害者
就労支援センター
連携

施策７ 多様な活動の機会確保や参加の支援

障害者の社会参加を促進し、生涯を通じて、学習や文化芸術活動、スポーツ活動等の多様な活動に参加できるよう、障害特性やニーズを踏まえながら、活動に参加できる機会の確保、参加の支援や参加しやすい環境づくりを推進します。

＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(1)	障害者の生涯学習活動の推進	障害者の生涯学習活動や文化芸術活動を支援するため、講座やサークル活動などの場において、手話通訳者の派遣や移動支援の活用など、障害の有無にかかわらず共に学べる環境づくりを推進します。 また、福祉センター主催の講習・講座において、障害特性やニーズなどを踏まえたプログラムの充実を図り、参加を促進するとともに、知的障害者の生涯学習の場である「中央区かえで学級」において、自立して生きていく力を身につけるための学習機会の提供を引き続き行います。
(2)	利用しやすい図書館の整備	図書館のバリアフリー化を推進するとともに、障害などにより印刷文字による読書が困難な方や、図書館に来館することが困難な方に対して、録音図書の貸出、さまざまな情報を点字や音声データなどで提供するサピエ図書館の利用、点字による刊行物の貸出、郵送貸出などを引き続き推進します。
(3)	障害者のスポーツ活動の推進	スポーツ施設のバリアフリー化など誰もが利用しやすい環境づくりを推進するとともに、障害者スポーツ体験会などのイベントの機会を通じて、障害者のスポーツ活動への参加を促進します。 また、障害者スポーツのスポーツ指導者の育成を図ります。

施策８ 育ちのサポートシステムの推進

地域の療育拠点である「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となって、育ちに支援を必要とする子どもを適切な療育につなげるとともに、関係機関と協力しながら早期発見・早期療育に取り組みます。

また、子ども発達支援センターに配置する保健・福祉・教育コーディネーターの連絡調整により、支援情報が蓄積された「育ちのサポートカルテ」を活用するなど、保健・福祉・教育等の子どもに関わる関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する「育ちのサポートシステム」を推進します。

＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(1)	子ども発達支援センターを中心とした支援体制の充実	地域の療育拠点として子ども発達支援センターが中心となり、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげます。 また、保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を継続する体制の充実を図ります。
(2)	発達支援に携わる職員のスキルアップ	子ども発達支援センターや福祉・教育機関等、実際に現場で支援に携わる職員（教員、保育士などを含む）が、発達障害に対する理解と認識を深め、個人のスキルや地域の支援力を向上し、関係機関同士の円滑な連携が図れるよう、講習会などを実施します。
(3)	個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援	育ちに支援を必要とする子どもたちを一貫した支援で見守るため、保護者と一緒に「育ちのサポートカルテ」を作成し、関係機関同士が適切な支援方法や課題などの情報を共有します。 また、就学などの節目に蓄積してきた支援情報が途切れないよう、子ども発達支援センターの保健・福祉・教育コーディネーターが連絡調整を図りながら、カルテの円滑な引き継ぎを行っていきます。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(4)	早期発見・早期支援の充実	保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に、子ども発達支援センターの保健コーディネーターと心理士を派遣する「ゆりのき連携発達相談」を通じて、支援の必要な子どもを直接把握し、早期支援につなげます。 また、心理士などが区内の保育所やこども園等を巡回し、在園する子どもの対応や発達に関する相談に応じて、必要な助言を行います。
(5)	発達障害に対する理解の促進	家庭や地域の中での発達障害に対する理解を促進するため、リーフレットの配布やホームページへの掲載、講演会の開催などを通じて、障害特性や支援方法などの正しい知識の普及に取り組みます。 また、「育ちのサポートカルテ」を普及させ円滑な運用を図るため、随時、保護者向け説明を個別に行うとともに、一般向け講演会についてテーマを柔軟に設定し、「育ちのサポートカルテ」に対する正しい理解につながるよう啓発していきます。

■ 中央区育ちのサポートシステム ■

横の連携

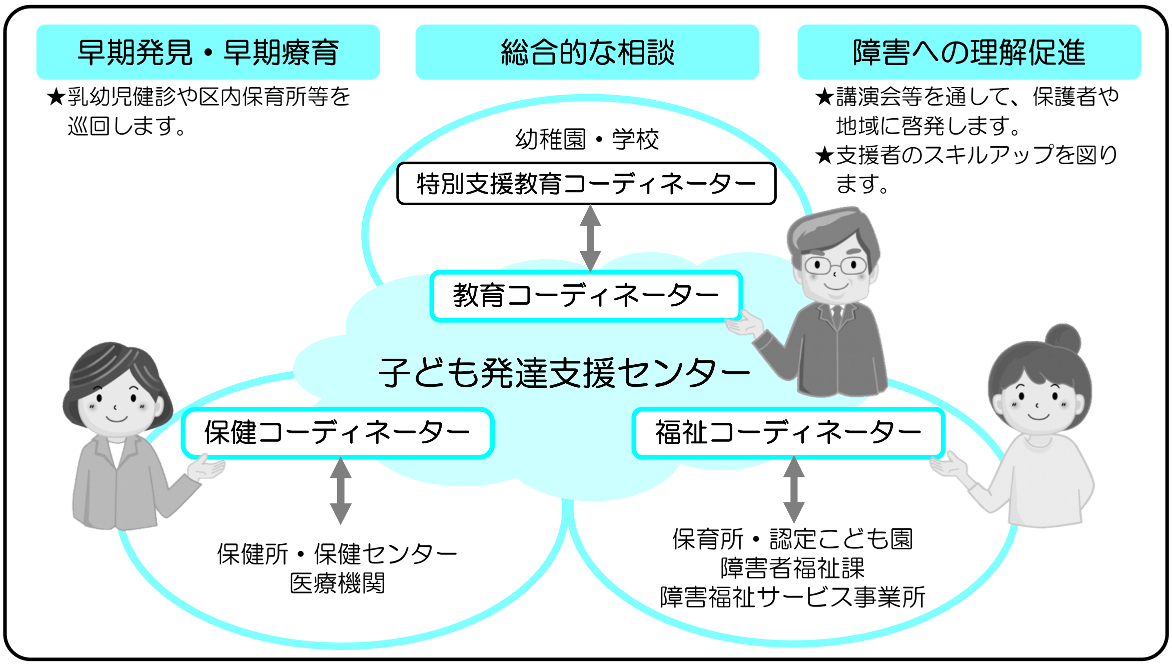

※保健・福祉・教育コーディネーターは、子ども発達支援センターに配置されたその分野に精通した専門職でお子さんに関わる他機関との連携調整を行います。

縦の連携

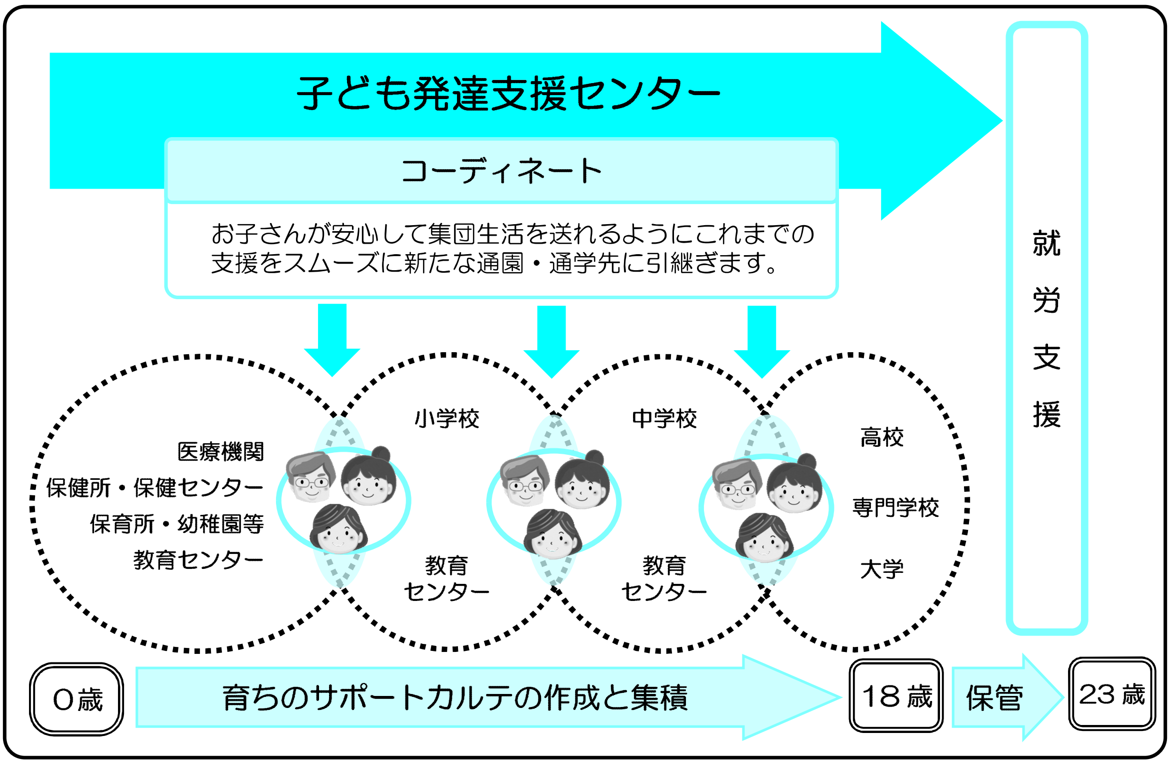

施策の方向性３　だれもが共に暮らせるまちづくり

「誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）」の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消、障害に対する理解促進の普及啓発を図るとともに、だれもが触れ合い交流する場や機会の拡充を図り、多様な意思疎通手段の利用および手話言語の理解促進に取り組むなど、障害者と地域の人々の交流を通じた心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が尊厳と権利を守られ安全・安心に生活できるよう、障害者の権利擁護と虐待防止の取組を推進するとともに、災害時や緊急時の障害者の安全・安心の確保に向けた取組、物理的なバリアフリー、情報のバリアフリーの推進によるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

【施策の方向性３の各施策】

施策　９	障害者の権利擁護と虐待防止
施策 10	心のバリアフリーの推進
施策 11	安全・安心なまちづくりの推進

ヘルプカード

ヘルプカードは手助けを必要とする人と手助けをする人をつなげます。

【ヘルプカードとは】

障害のある方の中には、自分から「困っている」となかなか伝えられない方がいます。

ヘルプカードは障害のある方が災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に手助けを求めるために普段から身につけているカードです。

【障害のある方が困っていたら】

- 「どうしましたか」、「何かお手伝いすることはありますか」と声をかけてください。
  （相手に伝わっているかを確認しながらゆっくり話しかけてください。）
- 「ヘルプカード」を提示されたら、カードに書いてある内容に沿った手助けや緊急連絡先への連絡などをお願いします。

施策９ 障害者の権利擁護と虐待防止

判断能力に不安を抱える障害者等の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して生活を続けられるよう、区と中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携し、権利や財産を将来にわたって守る取組として、権利擁護支援事業や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、「虐待通報・相談窓口」の周知を図るとともに、区民・事業者などへの虐待防止の普及啓発、事業者への指導に取り組み、障害者の虐待防止を推進します。

＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(1)	権利擁護支援事業の推進	成年後見支援センター「すてっぷ中央」において、福祉サービスに係る情報提供、相談への対応、利用の手続、利用料支払の援助などのサービスを提供します。
(2)	成年後見制度の利用促進	区と成年後見支援センター「すてっぷ中央」が連携し、成年後見制度の普及啓発、適時・適切な成年後見制度の利用促進を図るとともに、法人後見の実施について検討を進めます。
(3)	地域連携ネットワークづくりの推進	法律・福祉の専門職団体、関係機関などが連携して本人や後見人などを支えるチームに対して必要な支援ができる体制を強化するため、地域連携ネットワークを構築します。
(4)	区長申立ての実施	判断能力に不安を抱える障害者等の権利を擁護するため、成年後見等開始の審判請求を行う親族がいない場合などに、親族に代わって区長が家庭裁判所に審判請求を行う区長申立てを実施します。
(5)	障害者虐待防止の推進	障害者福祉課が中心となり、虐待通報・相談窓口専用電話で24時間365日の通報・相談対応を行うとともに、保健・医療・福祉・警察などの関係機関が連携を図りながら、虐待防止、早期発見、発生時の適切な対応などの総合的取組を推進します。 また、虐待防止の重要性について広報紙やホームページ、パンフレットなどによる普及啓発を通じて、幅広く区民・事業者などの理解を促進します。

■ 成年後見制度について ■

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりすることが難しい人を後見人等が代理し、財産を管理したり必要な契約を締結したりして本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けると「法定後見制度」と「任意後見制度」の２つがあります。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分となっているときに、家庭裁判所に申立てをすることにより、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人が、本人を代理して財産や権利を守り、本人を保護・支援する制度です。法定後見は、判断能力の程度など本人の事情に応じて、「後見」「保佐」「補助」の３つに分かれています。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。

	後　見	保　佐	補　助
対象者	判断能力が 全くない人	判断能力が著しく 不十分な人	判断能力が 不十分な人
申立てが できる者	本人、配偶者、４親等内の親族、区市町村長等		
同意又は取り消すことができる行為	原則として全ての法律行為 （日常生活に関する行為を除く。）	借金、相続の承認など民法第13条第１項に規定する行為のほか、裁判所が定める行為 （日常生活に関する行為を除く。）	申立てにより裁判所が定める行為 （民法第13条第１項に規定する行為の一部に限る。日常生活に関する行為を除く。）
代理することができる行為	原則として全ての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

第２部

■【参考】第二期中央区成年後見制度利用促進計画について ■

本区では、令和２（2020）年８月に「成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針」を策定し、方針に基づいて障害者計画等に包含する形で「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定し、制度の利用促進に取り組んでまいりました。

この間、国において第二期成年後見制度利用促進基本計画が令和４（2022）年３月に閣議決定されたことや、本区の人口急増に伴い成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズのさらなる多様化及び増大化が見込まれることから、成年後見制度に係る現状と課題に対する具体的な施策や取組を高齢者及び障害者の観点からそれぞれ整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「第二期中央区成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。

施策の方向性	施　　策
Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する。	１ 権利擁護支援の普及・啓発 ２ 権利擁護支援の理解向上
Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る。	３ 相談・支援体制の強化 ４ 負担軽減の充実 ５ 地域連携ネットワークづくりの推進
Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。	６ 成年後見等の担い手の確保 ７ 社会貢献型後見人等候補者の活用
Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。	８ 成年後見人等への支援

施策 10 心のバリアフリーの推進

地域の中での共生社会の実現に向けて、障害を理由とする差別解消と合理的配慮の提供に取り組むとともに、各種普及啓発を通じた区民・事業者などへの障害や障害のある方に対する理解の意識啓発を進め、合わせて福祉教育や地域との交流を通じた心のバリアフリーを促進します。

また、地域の中での障害への理解を深め、障害のある方の社会参加を促進するため、障害者福祉団体への支援や連携を推進します。

さらに、「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」（令和５（2023）年４月１日施行）に基づき、障害特性に応じた意思疎通支援の充実や手話言語の理解促進に取り組みます。

＜主な取組＞

	取組名	取組内容
(1)	障害者差別解消の推進	地域の中での共生社会の実現に向けて、区の事務事業において障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に取り組みます。 また、区民や事業者の理解を促進するため、リーフレットの配布や講演会の開催など、さまざまな機会を通じて普及啓発を推進します。
(2)	障害と障害者の理解のための意識啓発	「障害者サポートマニュアル」の配布や「ヘルプマーク・ヘルプカード」の普及啓発、さらには、福祉センターでの作業訓練の一環として作成したモザイク平板を区施設へ設置することなどを通じて、障害と障害者に対する区民の理解を促進します。
(3)	「健康福祉まつり」等による地域交流の促進	多くの区民が集う「健康福祉まつり」をはじめ、福祉センターやレインボーハウス明石が町会などと協働して開催する施設行事、また、地域の行事や花壇ボランティア活動などへ障害者が参加することを通じて、地域の人々との触れ合いと交流を促進し、「心のバリアフリー」を推進します。
(4)	障害者福祉団体との連携	地域の障害者理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、障害者福祉団体の活動を支援するとともに、障害者福祉施策の充実に向けて、連携・協力を推進します。
(5)	意思疎通支援の充実	令和５（2023）年４月に施行した「中央区障害者の多様な意思疎通手段の利用及び手話言語の理解の促進に関する条例」に基づき、障害特性に応じた意思疎通手段を選択できるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣に加えて、タブレット端末等ＩＣＴ機器を活用し、意思疎通支援の充実を図ります。また、区民等に対し、啓発用リーフレットの配布や普及動画の制作などにより、手話が言語であることの理解の促進に取り組みます。

障害者差別解消法

～誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざして～

平成 28（2016）年に施行された障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）は、障害のある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進を目的としています。

この法律は、役所や会社、お店などを対象としていますが、誰もが暮らしやすい社会をつくるためには、地域で暮らす皆さん一人一人に障害に対する理解を深めていただくことが求められています。

どんな法律なの？

この法律では、国・都道府県・市区町村などの行政機関等や、会社やお店、活動グループなどの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。

また、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの配慮が必要と伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」を求めています。これまで、事業者は「するように努める（努力義務）」とされていましたが、令和３（2021）年度の改正を受け、令和６（2024）年４月１日以降は、行政機関等と同様に「しなければならない（義務）」になります。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
【行政機関等】 ・国、地方公共団体　等	してはいけない（禁止）	しなければならない（義務）
【事業者】 ・会社やお店のほか、個人事業主やボランティア活動などのグループも含む	してはいけない（禁止）	しなければならない（義務） ※

※東京都では、平成 30（2018）年施行の「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」で、事業者の合理的配慮の提供を義務化しています。

対象となる「障害のある人」とは

障害者手帳を持っていない人も含まれます。障害者基本法で定められている、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害のある人も含む）、その他の心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含む）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人です。

施策 11　安全・安心なまちづくりの推進

災害時や緊急時の障害者の安全・安心が確保できるよう、「災害時地域たすけあい名簿」の周知・活用した支援体制の充実を図るとともに、「個別避難計画」の作成に取り組みます。また、関係各所・機関や事業所と連携し、避難所（防災拠点）や福祉避難所での支援体制の整備に努めます。

さらに、障害者が安心して地域で暮らし、積極的に社会参加できるよう、「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づき、公共施設や歩道などのバリアフリー化、障害特性に応じた情報のバリアフリー化の充実を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

<主な取組>

	取組名	取組内容
(1)	災害時の支援体制の充実	災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を「災害時地域たすけあい名簿」に登録し、災害に備えて避難支援等関係者に本人の同意がある方の名簿情報をあらかじめ提供します。この名簿情報などを活用した個別避難計画の作成など支援体制の充実に向けて引き続き防災区民組織等の地域とともに取り組みます。 また、一般避難所において生活が困難な方のために福祉避難所の整備を引き続き行います。
(2)	情報バリアフリーの強化	点字広報や声の広報など障害特性に応じた情報提供に取り組むとともに、特に支援を必要とする人に対し、手話や筆談などの伝達方法に配慮した情報提供を行います。 また、誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティーを強化します。
(3)	人にやさしい空間づくり	障害者を含む全ての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設などの建築物・公共交通機関・道路・公園・公衆便所などのバリアフリー化を進めます。